

基準日

・新築住宅

所有権保存登記完了年月日

・中古住宅

所有権移転登記完了年月日

申請期限

基準日から1年以内



有害獣被害防止電気柵設置 事業のご案内

田圃産業課農政班

☎(84)1215

有害獣による農作物の被害を防止するために、電気柵を設置した際の購入に要する経費に対し、費用の一部を助成します。

補助額

電気柵の設置に要する経費の2分の1(上限2万円)

補助対象

(1)町内に住所を有する個人、または法人

(2)前年の農業所得があるもの

(3)町税、国民健康保険税に滞納がないこと

補助対象事業

(1)電気柵を設置する農地が町内にあること

(2)電気柵を設置する農地を所有または借用し、耕作されていること

(3)電気柵を設置する農地の面積が10アール以上であること

(4)電気柵の延長が100メートル以上であること

(5)電気柵の購入先が町内または農業協同組合であること

必要書類

(1)補助金交付申請書類

(2)設置箇所の位置図・写真

(3)見積書(明細が確認できるもの)

(4)決算書等(前年の農業所得がわかるもの)

注意事項

※購入前に申請手続きが必要で、必ず事前にご相談ください。

※受け付けは先着順とし、予算を超えた時点で終了します。

計量器定期検査を受けましょう

田圃産業課経済班

☎(84)1215

今年は、2年に1度の計量器は

かり)定期検査の年です。商店・工場で商取引に使用している「はかり」や、病院・薬局・学校で健康診断や調剤などに使用している「はかり」は検査の対象となりますので、忘れずに受検しましょう。

また、容易に移動できない「大型のはかり」や多数の「はかり」がある事業所等は、申請により所在場所での検査もできますので、ご相談ください。

なお、新規事業所等で町に登録されていない検査対象の「はかり」を所有している事業主は、ご相談ください。

とき 5月20日(水)・21日(木)・

22日(金)

午前10時30分～午後3時

※正午～午後1時を除く

ところ 役場西側車庫

狩猟免許取得費補助金のご案内

田圃産業課農政班

☎(84)1215

農作物等の有害獣被害を防止するため、町が行う有害獣捕獲事業の従事者となる方が、当該年度に実施される狩猟免許試験で、わな猟免許の新規取得に要する経費に対し、費用

の一部を補助します。

補助額

わな猟免許の新規取得に要する経費の3分の2

補助対象

(1)町内に住所を有する個人

(2)町税、国民健康保険税に滞納がないこと

(3)令和8年4月1日～令和9年3月31日に狩猟免許を取得した方

(4)町が行う有害獣捕獲事業の従事者となる見込みがある方

町内一日清掃を実施します

田圃環境防災課環境班

☎(84)1216

清潔で明るく住みよい町を実現するため、町内一日清掃を実施します。道路沿いのごみ拾い及び草刈りをお願いします。

私有地から発生したごみや、粗大ごみは回収しません。

各地区の集合場所及びごみの収集場所、分別方法は回覧文をご確認ください。

とき 5月24日(日)

※荒天の場合は、5月31日(日)に延期します。